

平成27年度 専門課程 総合交通体系
(地域モビリティ戦略)研修

総合交通体系と地域モビリティ戦略について

国土交通省 総合政策局

総務課 政策企画官(総合交通体系担当)

植田 雅俊

総合交通体系の整備の重要性

総合交通体系とは

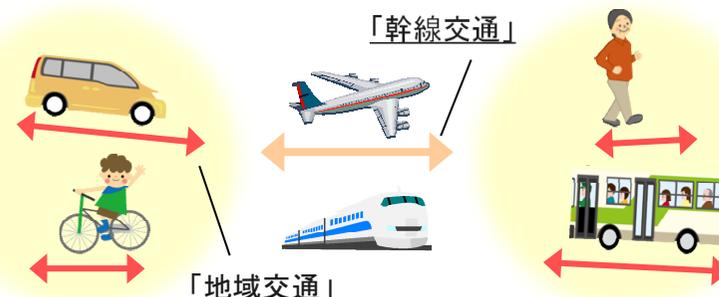
- 人口減少、少子高齢化の進展等の諸課題に対応するため、**各交通機関がそれぞれの特性に応じて役割分担し、有機的・効率的な交通網を形成**する総合的な交通体系を整備。
- 「地域交通」と「幹線交通」の特性に応じて、異なる施策を展開。

総合交通体系の重要性

- 国土の総合的・体系的な利用・開発・保全、そのための社会資本整備の総合的な整備、交通政策の推進等の観点**から、陸・海・空にわたり、交通施設の整備、交通サービス等のハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系の整備を推進。
- 各交通基盤の整備が一定水準に達しつつある現在、今後は**シームレスな移動を実現する観点**から、道路、鉄道、海上、航空の各交通機関がそれぞれの特性に応じて適切に役割分担することにより有機的かつ効率的な交通網の形成を推進。

「地域交通」と「幹線交通」

- 地域における日常的な交通である「**地域交通**」と都市間での長距離移動である「**幹線交通**」は、特性・課題が異なる。



※「地域交通」と「幹線交通」に明確な定義はないが、対照的に用いられる。

「地域交通」・「幹線交通」の特性と主な取り組み

	移動目的	移動手段	交通路	乗換場所	主な政策課題	主な取り組み
地域交通 (都市内交通)	通勤 通学 買物 等	徒歩 自転車 自動車 鉄道車両 等	道路 鉄道	バス停 鉄道駅	【持続可能な地域交通体系の整備】 ・ 安全・円滑・快適な日常生活 ・ 低炭素社会の実現 ・ 災害に強い地域づくり	・ 地域におけるモビリティの確保 ・ ICTを活用した歩行者移動支援の推進
幹線交通 (都市間交通)	業務 観光 帰省 等	自動車 鉄道車両 船舶 航空機 等	道路 鉄道 航路 航空路	バス停 鉄道駅 港湾 空港	【効率的・効果的なネットワーク整備】 ・ 都市・地域の活性化 ・ 国際競争力の確保 ・ 災害に強い国土づくり	・ 全国幹線旅客純流動調査 ・ 全国総合交通分析システム (NITAS)

総合交通体系の整備の歴史

1990	1980	1970	1960	1950	1940	1930	1920	1910	1900	1890	1880	1870	1860	
	S46 〔臨時総合交通問題閣僚協議会決定〕	S39 〔鉄道〕新幹線開通 (東海道新幹線:東京↷新大阪)	S38 〔道路〕高速道路開通 (名神高速道路:栗東↷尼崎)			S9 〔船舶〕フェリー運航開始 (現在の北九州市)	S4 〔航空〕旅客航空開始 (東京↷大阪↷福岡)	T9 〔道路〕我が国初の道路長期計画作成 (第一次道路改良計画)	M36 〔バス〕乗合自動車の運行開始 (京都:堀川中立売↷七条、堀川中立売↷祇園)			M5 〔鉄道〕鉄道開通 (新橋↷横浜)	M2 〔鉄道〕我が国初の鉄道計画作成	総合交通体系を巡る主な出来事
	S45 〔鉄道〕全国新幹線鉄道整備法		S32 〔道路〕道路運送法、道路運送車両法	S31 〔道路〕新道路法	S27 〔道路〕航空法	S26 〔道路〕道路整備特別措置法	S8 〔船舶〕船舶安全法	T10 〔鉄道〕軌道法	T8 〔道路〕旧道路法		M32 〔船舶〕船舶法			関連する主な法律

総合交通体系の整備の考え方

- ・ 総合交通体系の整備は、「**受益者負担**」、「**交通機関の競争**」、「**利用者の自由な選好**」の三点が本旨。

臨時総合交通問題閣僚協議会決定（昭和46年12月17日）

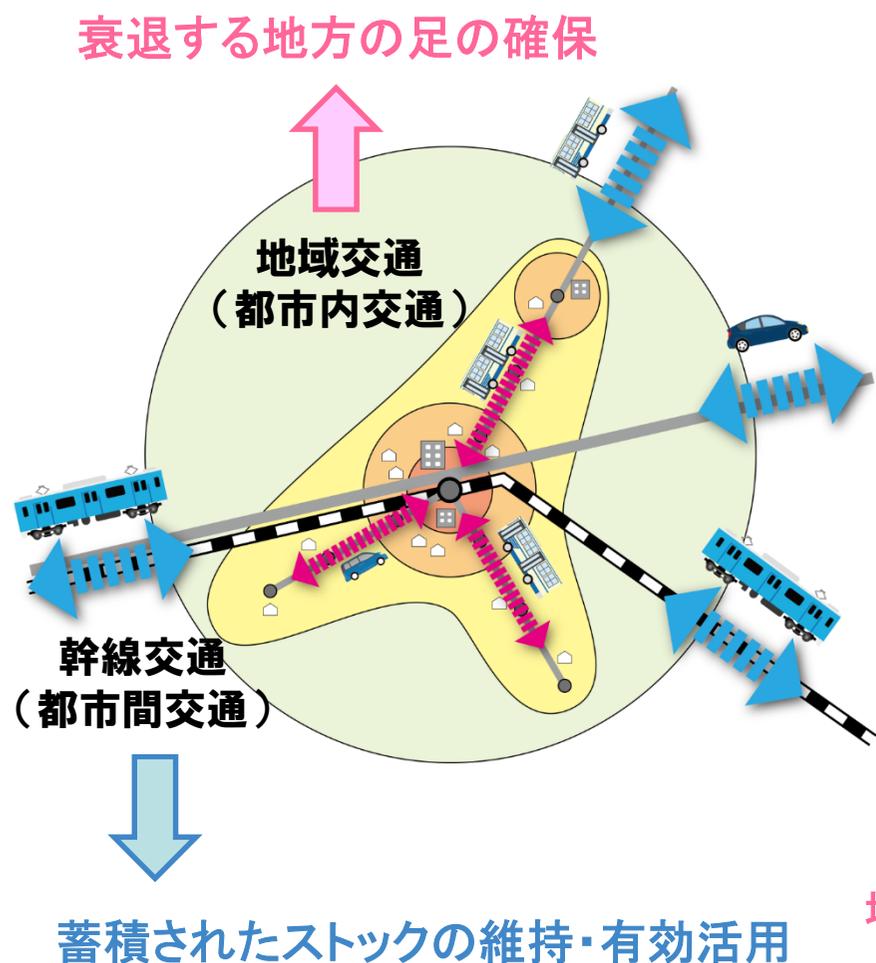
- ・ 総合交通体系は、受益者負担に基づき、かつ、各交通機関の競争と個々の利用者の自由な選好を反映して形成することが望ましい
- ・ 同時にあらかじめ交通機関の機能に従って、その分担を想定し、これをガイドラインとして交通需要を調整し、誘導していくことが必要である。

行政改革大綱（平成12年12月1日 閣議決定）

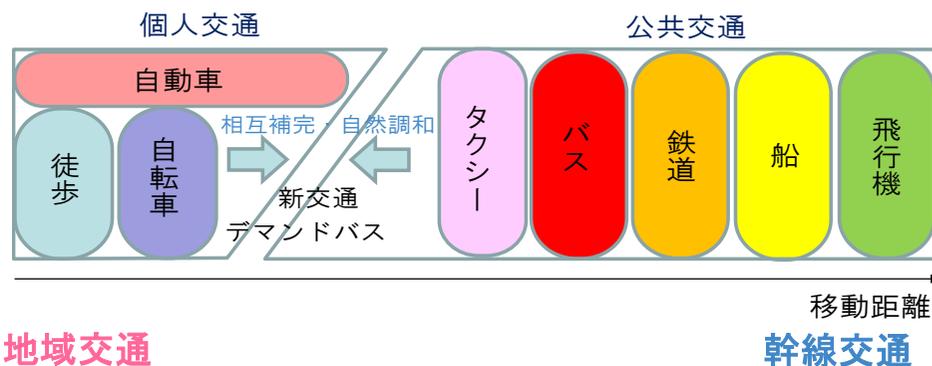
- ・ 陸・海・空にわたり交通施設の整備、交通サービス等のハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系の整備を推進する

総合交通体系を取り巻く最近の課題

- ・ 衰退する地方の足の確保 【地域交通（都市内交通）】
- ・ 蓄積されたストックの維持・有効活用 【幹線交通（都市間交通）】

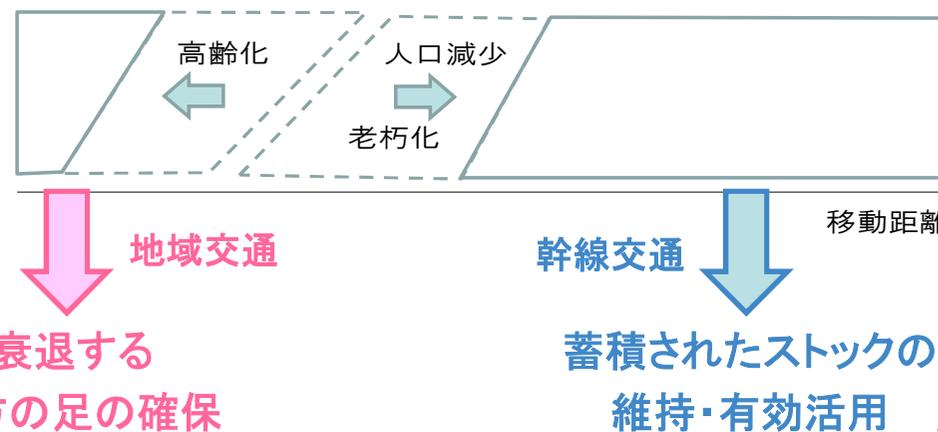


◇現状



地域交通

◇10年後



総合交通体系の整備に向けた取り組みの例

○地域交通（都市内交通）

～衰退する地方の足の確保～

- ・ 地域におけるモビリティ戦略支援
- ・ ICTを活用した歩行者移動支援の推進

○幹線交通（都市間交通）

～蓄積されたストックの維持・有効活用～

- ・ 全国幹線旅客純流動調査
- ・ 全国総合交通分析システム（NITAS）

地域交通(都市内交通)に関する取り組み

ICTを活用した歩行者移動支援の推進

◇車いす使用者等にユニバーサルな経路を提供(伊勢地区の例)



◇外国人に外国語サービスを提供(渋川地区の例)

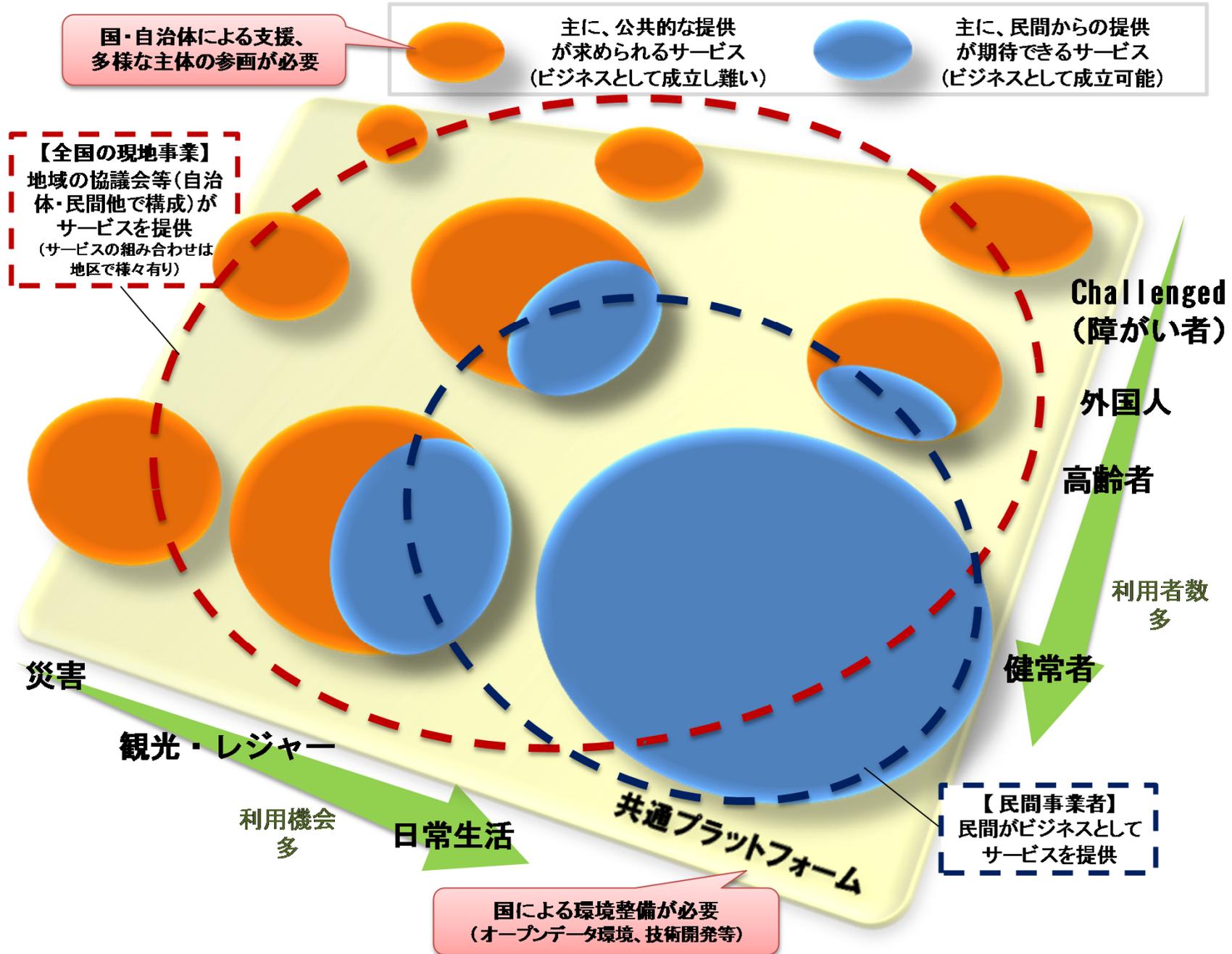


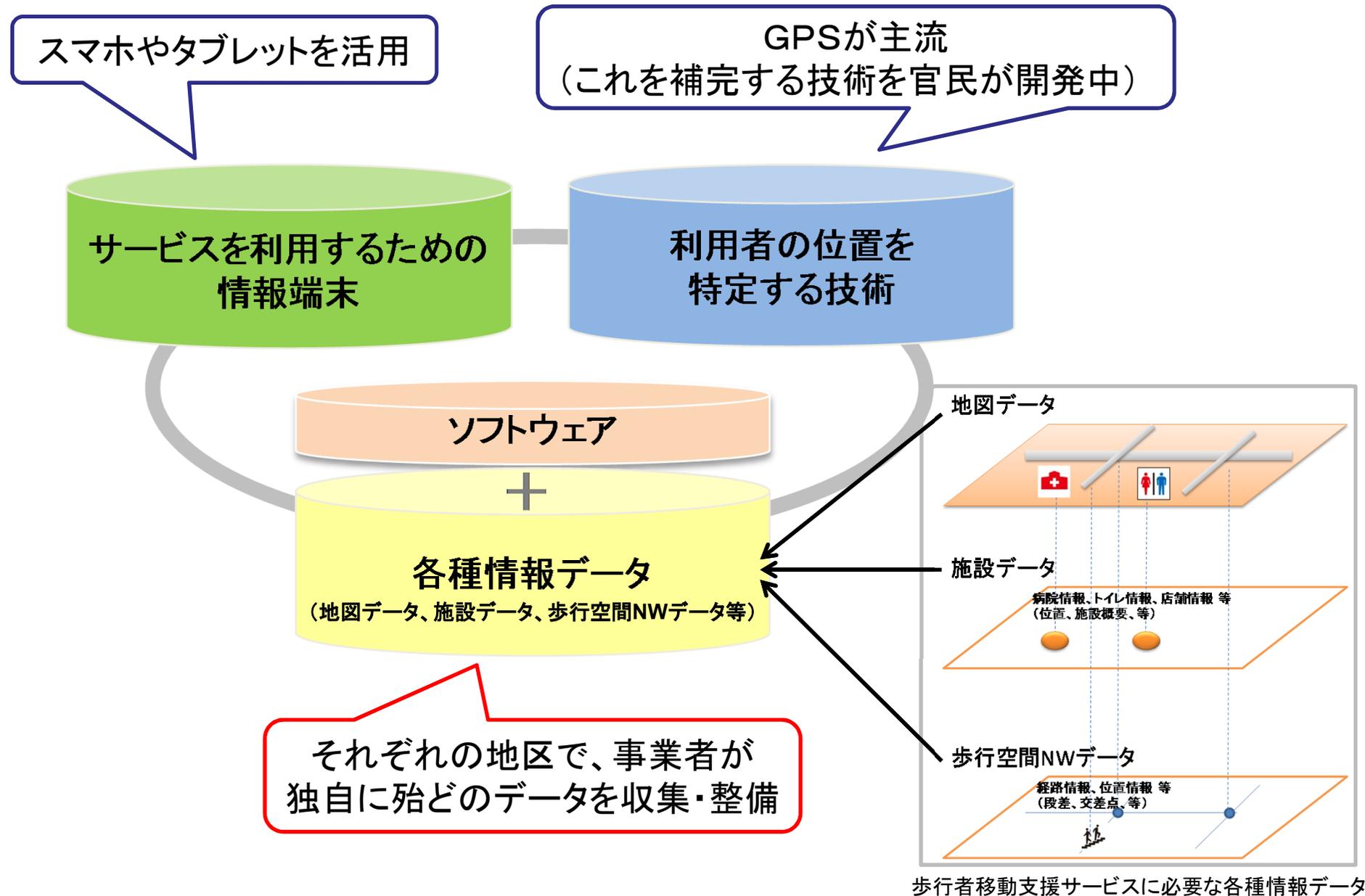
◇公共交通と連携して地域情報を伝達(長崎地区の例)



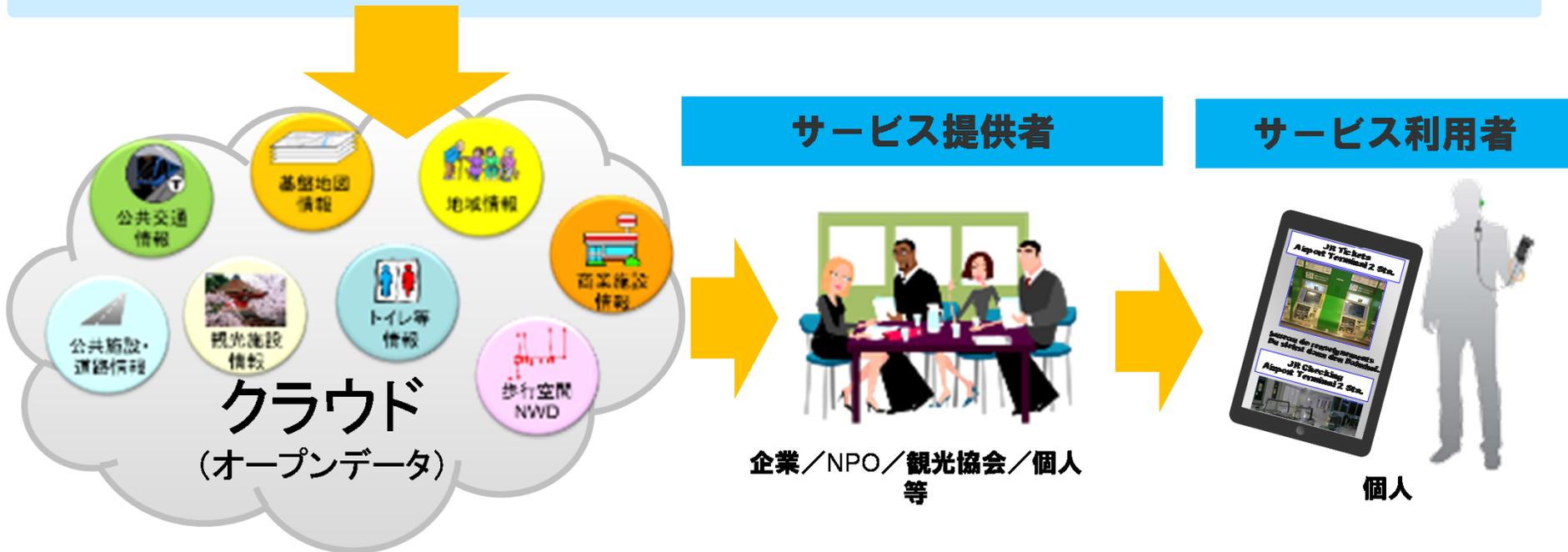
スマートフォンや携帯電話へ、低床路面電車運行情報や電停のユニバーサル情報、地域情報を提供

歩行者移動支援サービスの役割分担のイメージ





オープンデータを提供する多様なデータ所有者



「オープンデータ」の定義と意義

■オープンデータとは

「営利目的も含めた二次利用が可能なルールで公開」
された、「機会判読に適したデータ形式のデータ」

(「オープンデータガイド～オープンデータのためのルール・技術の手引き～第1版(案)」
:2014年〇月 オープデータ流通推進コンソーシアムより)

■オープンデータの意義

- 経済の活性化、新事業の創出
- 官民協働による公共サービス(防災・減災を含む)の実現
- 行政の透明性・信頼性の向上

(二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)
:2013年6月25日 各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議決定)

政府によるオープンデータ関連戦略の歩み

平成24年7月

電子行政オープンデータ戦略（IT総合戦略本部決定）

◎公共データの活用促進に集中的に取り組むための基本戦略

平成24年12月～

IT総合戦略本部「電子行政オープンデータ実務者会議」

主査：村井純（慶應義塾大学 環境情報学部教授）

◎オープンデータ技術に係る検討（データWG）

◎オープンデータの利用ルール、普及方策に係る検討（ルール・普及WG）

【平成24年度の検討成果】

- ・電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ（平成25年6月14日 IT総合戦略本部決定）
- ・二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）（平成25年6月25日 各府省CIO連絡会議決定）

平成25年6月

世界最先端IT国家創造宣言（閣議決定）

日本再興戦略-JAPAN is BACK-（閣議決定）

- ◎2014年度（平成26年度）及び2015年度（平成27年度）の2年間を集中取組期間と位置づけ
- ◎データカタログサイト（試行版）の立ち上げ
- ◎2015年度（平成27年度）中に世界最高水準の公開内容（データセット1万以上）を実現 等

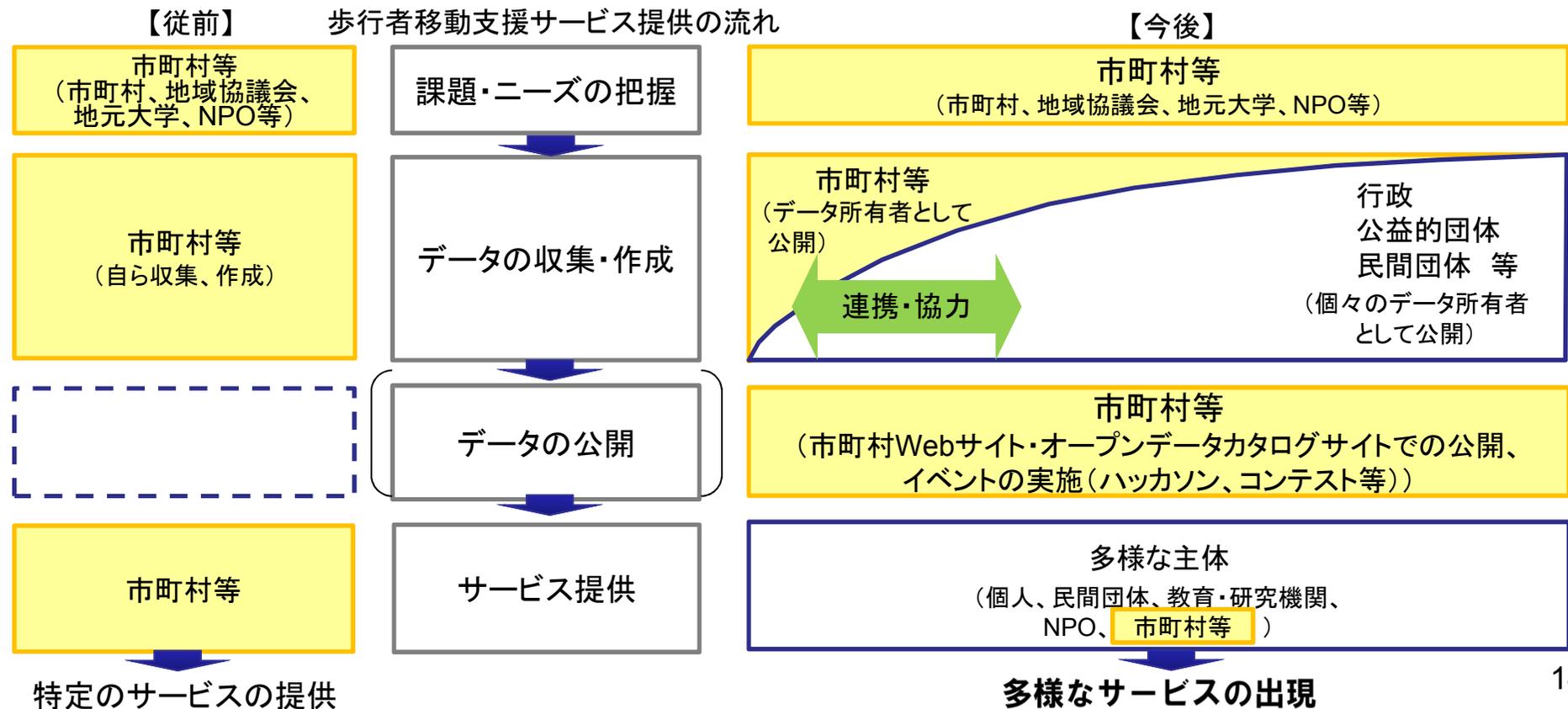
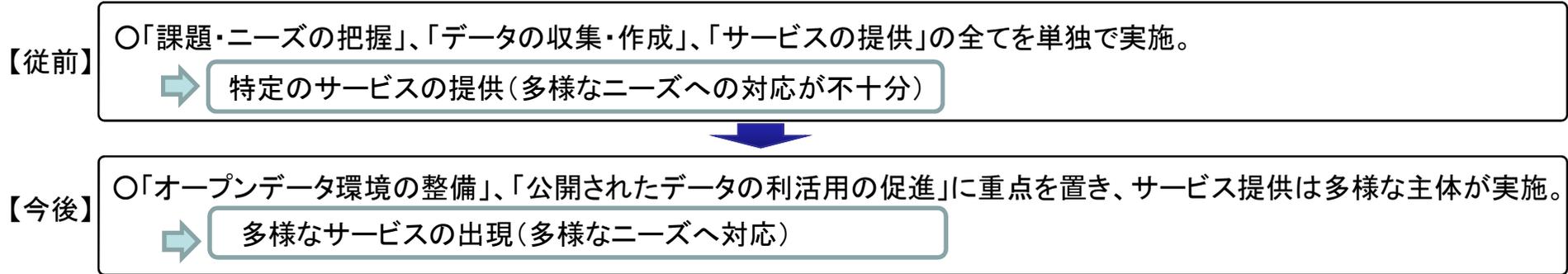
平成25年10月

日本のオープンデータ憲章アクションプラン（各府省CIO連絡会議決定）

（6月に英国で開催されたG8サミットで重要なデータカテゴリが合意され、各国でアクションプランを作成することとされたことを踏まえ、作成）

歩行者移動支援サービスにおける市町村の役割の変化

＜歩行者移動支援サービスにおける市町村の役割＞



オープンデータによるサービス展開の可能性

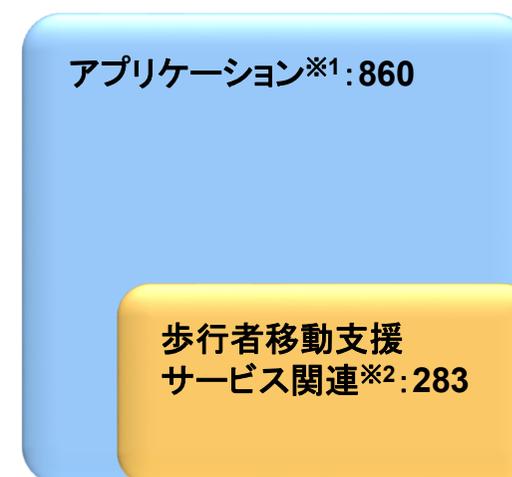
- 国が本格的にオープンデータの取組を開始した平成24年以降、国はデータカタログサイト「DATA.GO.JP」において12,970件のデータセットを公開(平成27年3月10日現在)。
- 地方公共団体等は、地方公共団体や民間団体が運営しているオープンデータカタログサイトを利用して1,000件を超えるデータセットを公開中。
- 国や地方公共団体、公共交通事業者のオープンデータを活用し、作成・公開されているアプリケーション※1は、確認できたものだけでも860件。(平成27年3月10日現在)
- 860件のアプリケーションのうち、歩行者移動支援サービスに関連※2するアプリケーションが283件。

省庁名	データセット数
国土交通省	3,202
経済産業省	1,512
文部科学省	1,299
厚生労働省	1,096
環境省	1,025
その他	4,836
合計	12,970

DATA.GO.JP における省庁別
公開データセット数

分類項目	データセット数
歩行者移動支援サービス でニーズの高いデータ※3	625
統計データ	172
その他データ	420
合計	1,217

LinkData※4におけるデータセットの内訳



アプリケーション数の内訳

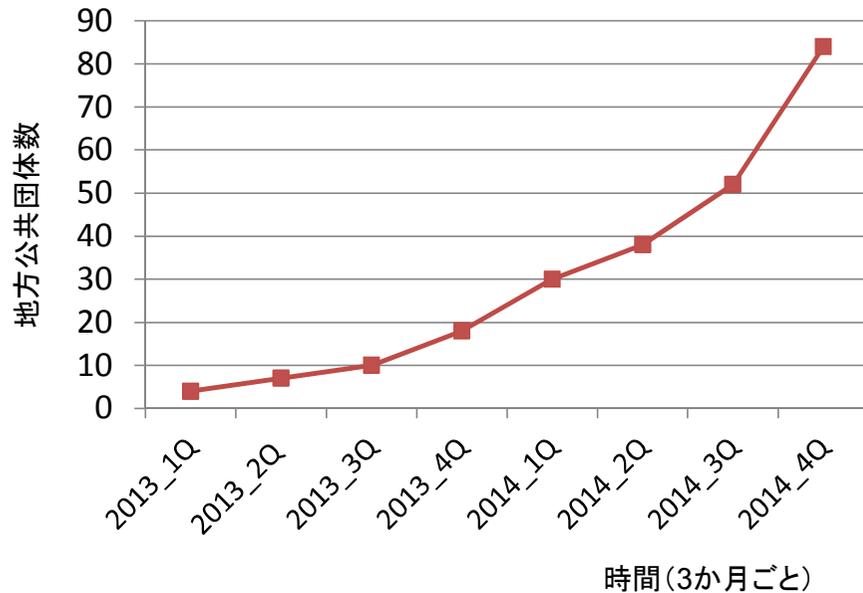
※1アプリケーション: サイトに掲載されている開発アプリケーションの総数(LinkData:428、ODP:16、DATA for CITIZEN:14、国土地理院防災アプリコンテスト:6、総務省オープンデータアプリコンテスト:12、ちばDataポータル:11、データシティ鯖江:92、東京メトロアプリコンテスト:281)。

※2歩行者支援サービス関連: アプリケーション総数のうち、施設までのナビゲーションを行う等、歩行者移動支援サービスに関連したアプリケーション。

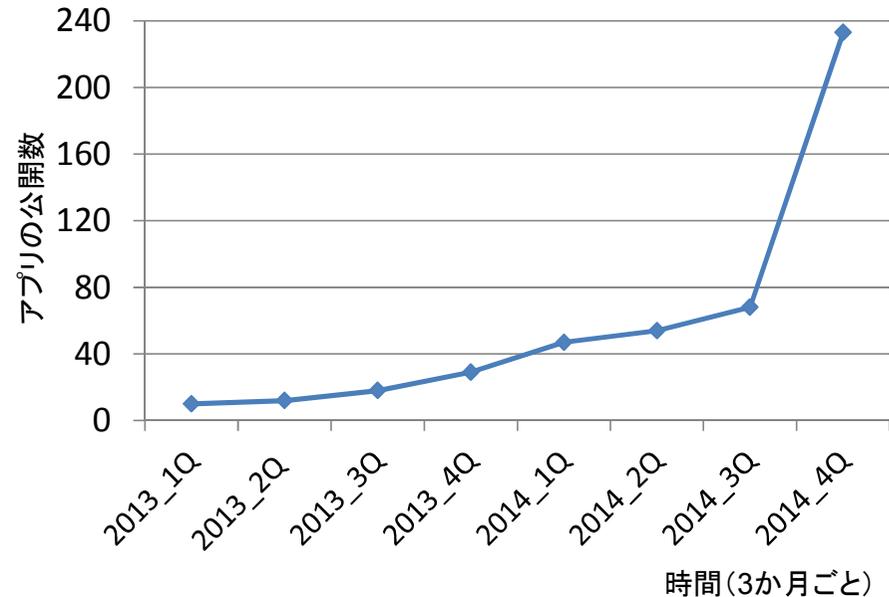
※3歩行者移動支援サービスでニーズの高いデータ: 施設等の名称や位置情報を含むデータ

※4LinkData: データ・アプリ・アイデアの作成と公開を支援するプラットフォーム。政府や地方公共団体だけではなく、研究機関や個人、企業の作成したデータも公開されている。

○オープンデータに取り組む地方公共団体の増加に伴い、アプリケーションの公開数が増加。



平成25年1月~平成26年12月におけるオープンデータに取り組む地方公共団体数※1の推移



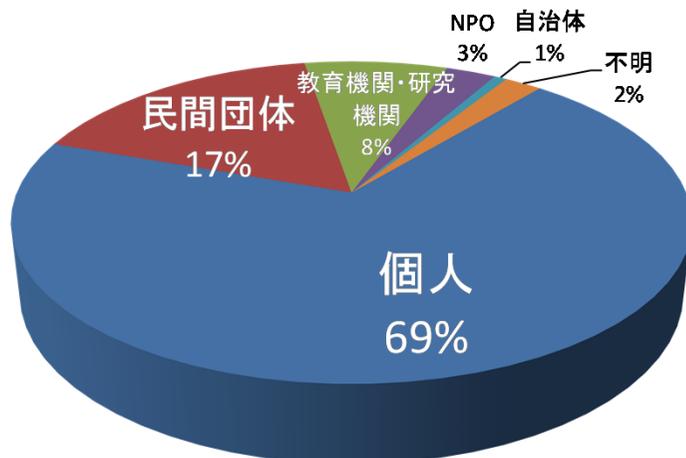
平成25年1月~平成26年12月におけるアプリの公開数※2の推移

※1 福野泰介「日本のオープンデータ都市一覧」を参照。

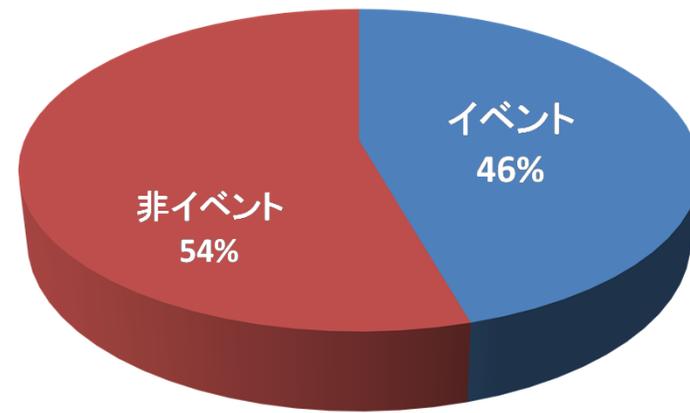
※2 LinkData、ODP、DATA for CITIZENに公開されているアプリの最終アップデート日及び国土地理院防災アプリコンテスト、総務省オープンデータアプリコンテスト、東京メトロアプリコンテストへの応募作品を集計。

○アプリケーションの69%は、個人※¹が開発。民間団体※²が開発しているアプリケーションは17%。その他、教育機関・研究機関※³:8%、NPO※⁴:3%、地方公共団体※⁵:1%。アプリケーション開発は、個人が主体となっている。

○アプリケーションの開発は、54%がイベント※⁶によるもの、46%が非イベント※⁷によるもの。



オープンデータによるアプリ開発
における開発者属性 (n=283)



オープンデータによる
アプリ開発の経緯 (n=283)

LinkData、ODP、DATA for CITIZEN、国土地理院防災アプリコンテスト、総務省オープンデータアプリコンテスト、千葉市Dataポータル、データシティ鯖江、東京メトロアプリコンテストにおける「施設情報提供アプリ」283をもとに集計。

※¹個人： 個人名での登録。所属の記載がないもの。

※²民間団体： 企業名で登録されているもの。

※³教育機関・研究機関： 機関名または機関所属の個人名での登録。

※⁴NPO： 非営利団体が開発主体となっているもの。

※⁵地方公共団体： 自治体が開発主体となっているもの。

※⁶イベント： コンテスト、ハッカソンに参加し、アプリを開発したもの。

※⁷非イベント： オープンデータを利用し、アプリを自主的に開発したもの。

〈委員〉

	坂村 健(委員長)	東京大学大学院情報学環 教授
(福祉)	竹中 ナミ	社会福祉法人 プロップ・ステーション 理事長
(防災)	田中 淳	東京大学大学院情報学環 教授
(交通・観光)	古屋 秀樹	東洋大学国際地域学部 教授
(オープンデータ)	森 亮二	弁護士・情報セキュリティ大学院 准教授

〈行政〉

技監(主宰)	
政策統括官(税制、国土・土地、国会等移転)	
大臣官房	技術調査課長
総合政策局	安心生活政策課長
総合政策局	技術政策課長
総合政策局	情報政策課 情報セキュリティ対策室長
総合政策局	公共交通政策部 参事官(総合交通)
国土政策局	国土情報課長
都市局	街路交通施設課長
水管理・国土保全局	河川計画課長
道路局	企画課長
鉄道局	技術企画課長
自動車局	旅客課長
港湾局	技術企画課 技術監理室長
航空局	航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課長
観光庁	参事官(外客受入担当)
国土技術政策総合研究所	道路交通研究部長
国土地理院	企画部長

〈オブザーバー〉

東京都	都市整備局 企画担当部長
東京都	福祉保健局 生活福祉部 福祉のまちづくり担当課長

提言(H27.4)のポイント

- 歩行者移動支援サービスの普及促進のためには「オープンデータ」の考え方を積極的に推進することが必要不可欠。
- 国が率先して積極的にオープンデータ化に取り組み、これに倣って地方公共団体や民間団体等も取組を進めることが重要。
- 歩行者移動支援サービスが地域情報提供サービス等、場(地域)に応じた様々なサービス(バリアフリー、観光(訪日外国人など)、防災など)と連携して一体的に提供されることが望ましい。
- 位置を特定するためのビーコンやタグ等の場所情報インフラを誰もが自由に利用できるようにするために、位置情報の表現方法や管理のあり方等について一層の検討を進めていく必要がある。

ニーズが高いと考えられるデータの概要

施設に関する情報

- 施設の情報(名称、所在地、連絡先):
公共施設、病院、銀行・郵便局、商業施設、運動施設、交通施設、公共トイレ 等
- 設備に関する情報:
受付・案内、多機能トイレ、エレベータ、休憩場所、AED、券売機・乗車案内板 等
- 提供サービスに関する情報:
施設利用情報(利用時間、利用料金等)、診療科目、メニュー、設備情報 等

移動に関する情報

- 公共交通に関する情報:
路線情報、時刻表、運賃情報、車両情報、運行情報
- 道路・通路に関する情報:
道路・通路の構造や施設等に関する情報(勾配、段差、エレベーター等) 等

その他の情報

- 場の情報:
ネット接続環境(Wi-Fiスポット 等)
- 災害情報:
災害の種類、ハザードマップ、津波・高潮(到達予想時間・高さ等)、土砂(警戒区域等) 等

＜ニーズが高いと考えられる56種類の施設の主な管理者＞

主な管理者	施設の 種類数	主な施設
①行政 (国・都道府県・市町村)	32 (国・都道府県:5 市町村:27)	役所、税務署、警察署・交番、図書館、公民館、集会所、老人・障害者福祉施設、児童福祉施設、学校、文化・歴史施設、観光案内所、体育館、公園、避難所等
②公益的団体 (公共交通事業者等)	12	鉄道駅、バス停、空港等
③民間団体	12	ホテル、百貨店、コンビニ、飲食店等

○調査結果

表 把握している情報等の情報媒体

	電子媒体		紙媒体 (図面等)	計
	機械判読可能 (RDF、XML、CSV、 XLS、DOC等)	機械判読不可 (PDF、画像ファイル 等)		
公共	25 (22%)	62	28	115
民間	55 (46%)	55	10	120
計	80 (34%)	117	38	235

国土交通省調べ

① 14地区の現地事業者(地方公共団体等)

地区	回答内容
粕江	<ul style="list-style-type: none"> 現地に行ってパンフレット等を収集する手間を考慮すると、PDFでもあれば助かる。
下田	<ul style="list-style-type: none"> 店舗等の情報については現地調査が必要となる場合が多いため、PDFだけでも公開されていれば助かる。
松江	<ul style="list-style-type: none"> データ加工の手間は、ある程度の工数はかかったものの、単純作業であるので大変ということではない。 オープンデータにより選択肢が増える。データ内容によるが、PDFだけでも良いと考える。
豊岡	<ul style="list-style-type: none"> データの加工は、パンフレット内容について転記する手間はあったものの、単純作業であるため、大変というほどではない。 作業時間を取られたのは、店舗情報の収集。 オープンデータがあれば、現地調査の手間が軽減できたと思う。データ形式はCSVが望ましいが、PDFでもあれば助かる。
明日香	<ul style="list-style-type: none"> 店舗、観光情報については、現地調査や所有者の許諾等が必要な場合、収集の手間が多くかかるため、オープンデータを利用できれば、作業工程が短縮されると思う。 PDFでもあれば、現地に行く手間がなくなる点や観光情報等はアプリに利用できる情報が明確となる点で、メリットがある。
伊勢	<ul style="list-style-type: none"> 施設のデータはデータ加工よりも収集・確認の方が大変。 現地収集の手間を考えると、オープンデータであると便利。PDFでも楽になる。
銀座	<ul style="list-style-type: none"> 施設データは現地に行ったりデータ所有者に確認したりする手間を考慮すると、PDF形式でもオープンデータ化される作業効率につながる。
函館	<ul style="list-style-type: none"> 現地に行く手間を考慮すれば、PDF形式であっても各商業施設の情報が公開されていれば助かる。

② 民間事業者

	回答内容
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> オープンデータの有無にかかわらず現地の確認調査は行う。 PDF形式であってもオープンデータとして公開されていれば、初期整備(事前情報)として助かる。

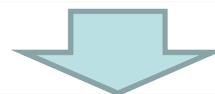
(1) 施設に関するデータ(①行政が管理する施設のデータ)

①-1. 国が管理する施設のデータ

【バリアフリー対応状況データの調査】

○調査概要

国土交通省において、全国約1,300箇所の国が管理する官庁施設(窓口官署等が使用する庁舎を対象)のバリアフリー情報を約5年毎に調査。



国が管理する全国1,300箇所の官庁施設のバリアフリーの対応状況をエクセル形式で所有。

<バリアフリー対応状況データの調査項目>

	基本情報	担当部局名・施設名・建物情報・所在地
バ リ ア フ リ ー 情 報	出入口	外部/内部(幅80cm以上・自動ドア化)
	廊下等	幅120cm以上、展開スペースの有無
	階段	手すり(片側)の有無、上端注意喚起の有無、回り階段か
	傾斜路	幅120cm以上か、勾配1/12以下か、踊場150cm以上か、手すり(片側)の有無、上端注意喚起の有無
	昇降機	大きさ、制御装置、音声案内等の有無
	便所	車イス対応、オストメイト、床置き小便器が1つ以上あるか
	敷地内通路	通路: 幅120cm以上、展開スペースの有無 階段部分: 手すり(片側)の有無、上端注意喚起の有無 傾斜部分: 幅120cm以上か、勾配1/12以下か、踊場150cm以上か、手すり(片側)の有無、上端注意喚起の有無
	駐車場	1つ以上、幅350cm以上
	標識	昇降機、便所、駐車施設
	施設までの案内経路	誘導(敷地境界～建物出入口/建物出入口～受付等)、警告(車路に接する部分)

注) 今後調査予定の項目を含む。

①-2. 市町村が管理する施設のデータ

<市町村が管理する施設に関するデータについての調査>

歩行者移動支援サービスの提供にあたりニーズが高いと想定される市町村が管理する施設のデータの保有状況や公開の考え方について、地方都市3市に対しサンプル調査を実施。

○調査対象:

A市(東北地方 人口約13万人)、B市(四国地方 人口約3万人)、C市(九州地方 人口約12万人)

○調査内容:

・データの保有状況を市町村が管理する施設を対象に「基本情報」と「バリアフリー情報」に関するデータ保有の有無、形式を調査。

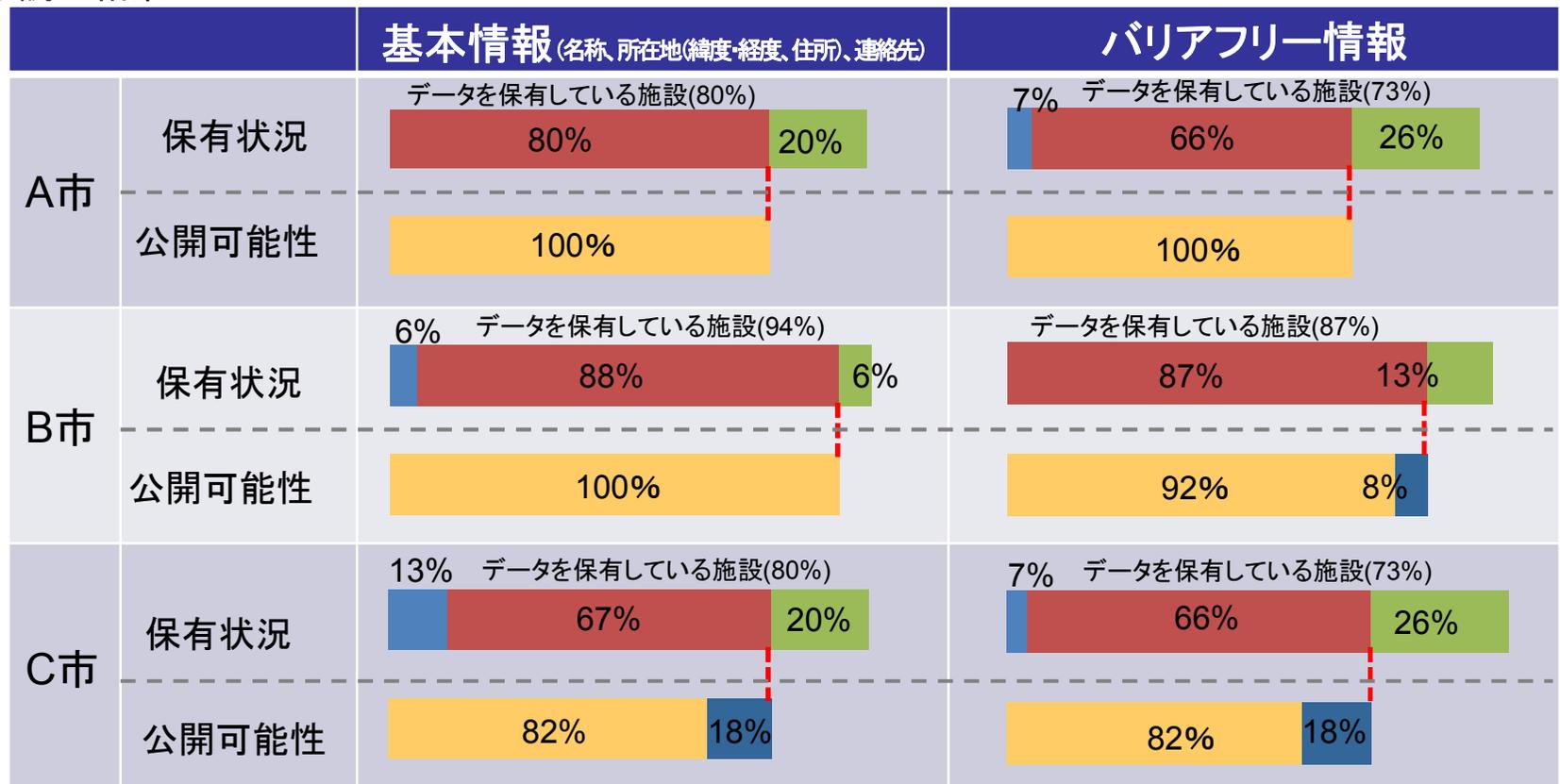
基本情報: 名称、所在地(緯度・経度、住所)、連絡先

バリアフリー情報: 受付・案内所の位置・対応内容、設備案内板の位置・内容、出入口のバリアフリー対応状況、通路のバリアフリー対応状況、一般トイレの有無・設備、多機能トイレの有無・設備、休憩施設の有無・設備、赤ちゃん休憩室の有無・設備、エレベータの有無、駐車場の障害者対応スペースの有無、AEDの有無、施設利用情報

・データの公開可否やその理由についても確認。

(1)施設に関するデータ(①行政が管理する施設のデータ)

○調査結果



■ 全データが揃っている ■ 公開可
■ 一部データが揃っている ■ 公開不可
■ データなし

・3市とも、ニーズが高いと考えられる市町村管理の施設のバリアフリー情報の多くを既に何らかの形式で保有。
 ・3市ともに保有するデータの多くは公開することが可能。

②公益的団体が管理する施設(駅、ターミナル等)のデータ

【移動等円滑化実績報告書】

○報告概要: 国土交通省が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第23条に基づく報告(毎年実施)により全旅客施設のバリアフリー情報を所有。



全国10,575施設の公共交通事業者が管理する施設のバリアフリー対応状況をエクセル形式で管理。
(報告対象施設: 鉄軌道駅: 9,483箇所、バスターミナル: 157箇所、旅客船ターミナル: 825箇所、
空港: 110箇所) (H26.3末時点)

<移動等円滑化実績報告書の主な報告項目(鉄道駅の例)>

基本情報	鉄道駅の名称
	路線名
	所在都道府県市町村
	一日当たりの利用者数
	有人駅、無人駅の別
バリアフリー情報	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無
	段差への対応
	プラットフォームの数
	段差が解消されているプラットフォームの数
	エレベータの設置基数
	エスカレータの設置基数
	その他の昇降機の設置基数
	傾斜路の設置箇所数
	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無
	案内設備の設置の有無
	障害者対応型便所の設置の有無
	障害者対応型改札口の設置の有無
	障害者対応型券売機の設置の有無
	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数
	転落防止のための設備の設置の有無

バリアフリー情報	視覚障害者誘導用ブロック設置の有無の補足	障害者誘導用ブロックの設置の状態 音声案内の有無
	身体障害者対応型券売機の設置の有無の補足	車いす対応型券売機の設置の有無 点字券売機の設置の有無
	案内設備	運行情報提供設備の設置の有無(第10条に適合するもの) 点字による案内板等の設置の有無(第12条第2項に適合するもの)
	便所が設置されている駅	

③-1. 認定特定建築物について

○調査概要

国土交通省が認定特定建築物※の認定状況を毎年調査。

○調査項目

認定された認定特定建築物の名称、用途等

※認定特定建築物:「建築物移動等円滑化誘導基準」(誘導基準)を満たす建築物のうち、申請に基づき所管行政庁(都道府県知事等)の認定を受けた特定建築物(不特定多数が利用、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物)



全国で4,770件(平成23年度末時点)の認定特定建築物の名称、用途等をエクセルファイルで管理。

「建築物移動等円滑化基準」「建築物移動等円滑化誘導基準」の例

出入口			廊下等			傾斜路		
○主な基準			○主な基準			○主な基準		
	義務基準	誘導基準		義務基準	誘導基準		義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2	廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2	手すり	片側設置※1	両側設置※1
						傾斜路の幅	120cm以上※2	150cm以上※2
※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準 ※2 直接地上に通じる出入口は120cm以上			※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準 ※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり			※1 低位部分は適用除外 ※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり		

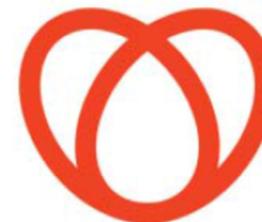
その他以下の施設に係る基準がある。

- ・エレベータ及びその乗降ロビー
- ・便所
- ・階段
- ・ホテル又は旅館の客室
- ・敷地内の通路
- ・駐車場
- ・標識
- ・案内設備
- ・浴室等

認定を受けた特定建築物の件数(用途別)

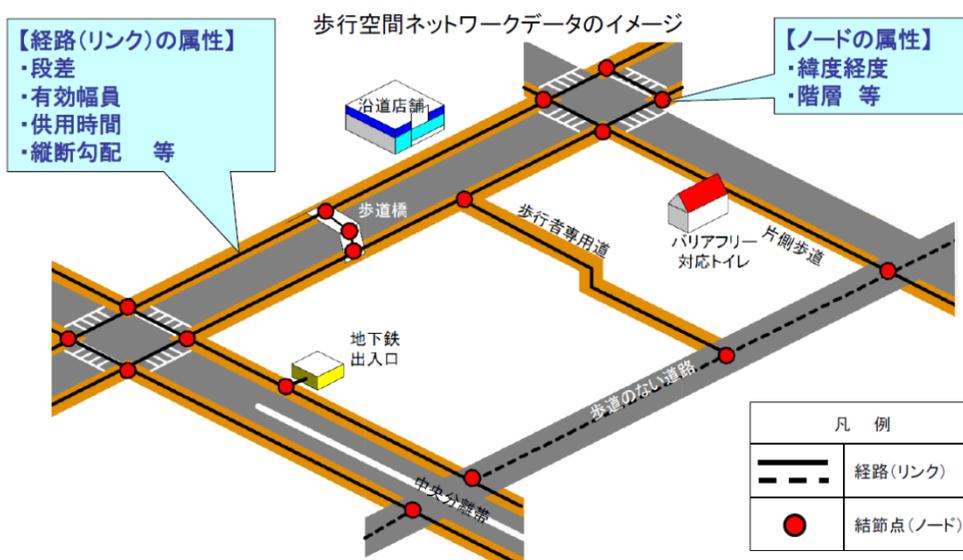
建築物の用途	認定件数	シェア
卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2254	47.3%
病院、診療所	431	9.0%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	315	6.6%
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	196	4.1%
集会場、公会堂	178	3.7%
事務所	176	3.7%
その他(複合用途建築物含む)	1220	25.6%
合計	4770	100.0%

認定特定建築物に表示可能なシンボルマーク



※平成6~23年度
累計実績

- 歩行空間ネットワークデータは、段差や幅員、スロープなどのバリア情報を含んだ歩行経路の空間配置及び歩行経路の状況を表すデータで、歩行経路を示す「リンク」及びリンクの結節点を表す「ノード」で構成されるデータ。
- 歩行空間ネットワークデータの整備には、多くの労力と時間、費用を必要とするため、三大都市圏と一部地域のみでの整備にとどまっている状況。
- 歩行空間ネットワークデータの整備を促進するためには、簡易な整備方法について検討が必要



◆リンクは、歩行経路と重なるように配置

◆ノードは、経路の交差・分岐、公共施設の出入り口及び傾斜や幅員などの属性が変わる地点に配置

歩行空間ネットワークデータに必要な主な情報

供用時間、方向性、通行制限、有効幅員、縦断勾配、横断勾配、路面状況、段差、階段段数、手すり、屋根の有無、蓋のない溝・水路の有無、バス停、視覚障害者誘導用ブロック、補助施設(車いす用のエスカレータなど)、エレベータ、信号、エスコートゾーン

①目視による現地調査を中心とした整備

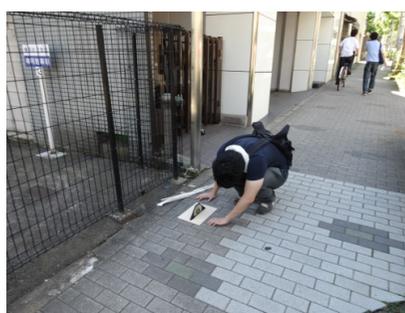
<現状>

バリアがない場所も含めすべてのリンクの幅員や段差、勾配を精緻に測量。

幅員や段差、勾配などバリアがないリンクも精緻に計測
(1日の調査延長:約2.0km)。



幅員計測の様子



勾配計測の様子



<見直し後の整備手法>

目視による現地調査を中心に実施。バリアのある箇所は簡易に計測。

目視調査によりバリアがないリンクを確認。バリアのある箇所は簡易に計測
(1日の調査延長:約10.0km)。



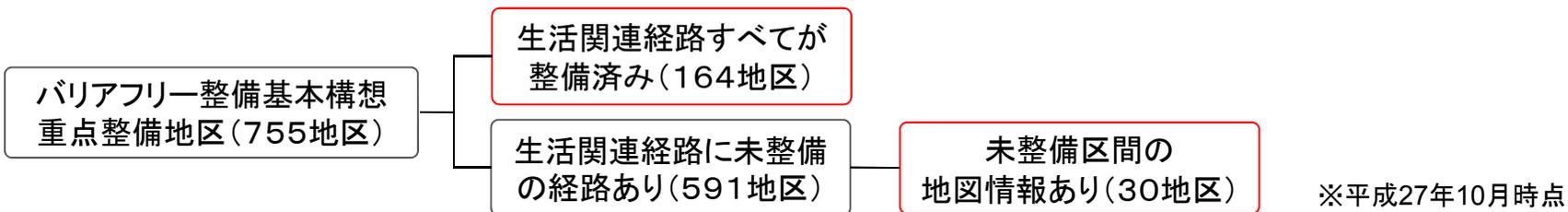
バリアのない路線は
目視で確認



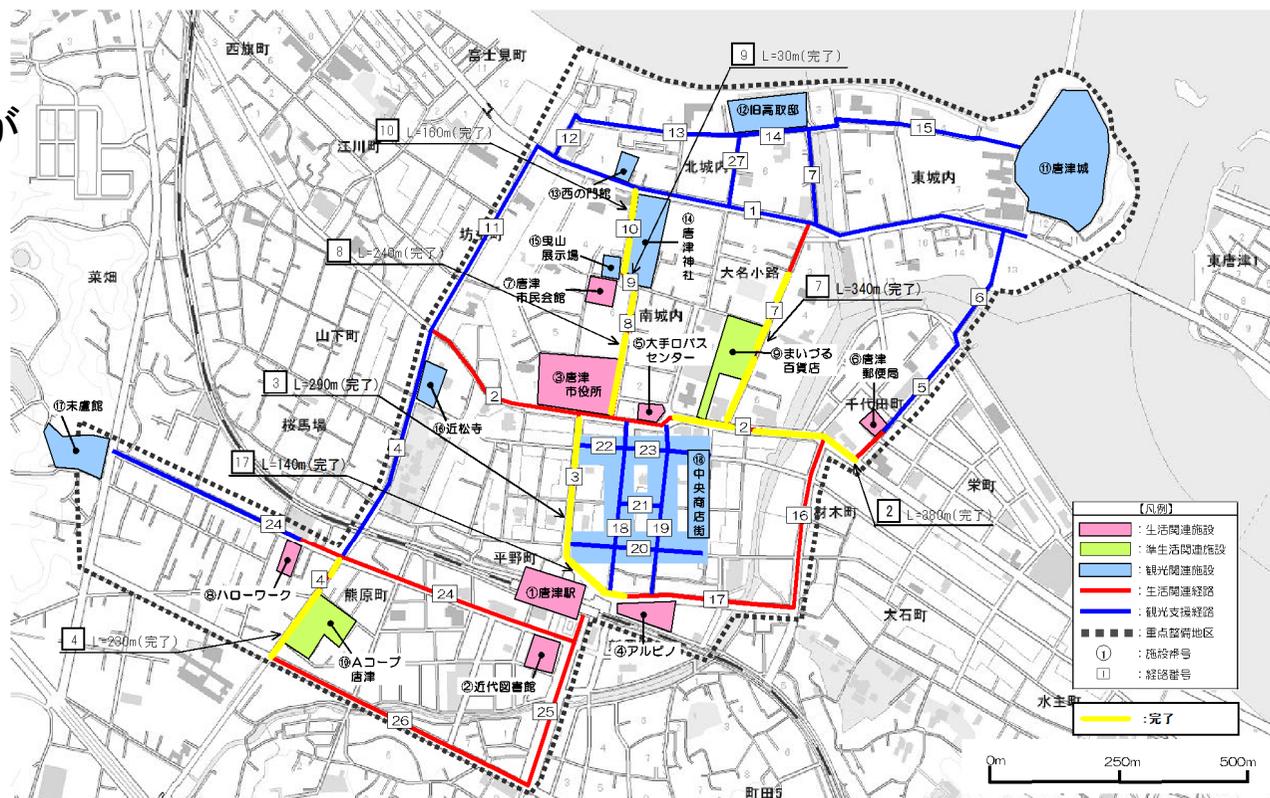
バリア箇所は
簡易に計測

② バリアフリー法に基づく生活関連経路の整備状況の調査結果も活用

歩行空間ネットワークデータの対象路線を生活関連経路とすると、生活関連経路の整備が完了している地区及び未整備区間の情報が図面で整備されている地区は、現地確認の手間を省くことが可能。



生活関連経路の整備状況が示されている図面の例 (佐賀県唐津市)



(3) その他のデータ(①バリアフリー法)

<公共交通施設や建築物のバリアフリー化について>

- バリアフリー法では、建築物、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園にバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）を適合させ、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進。
- 国等は対象施設のバリアフリー状況を定期的に調査。

対象施設	バリアフリー化基準	新設・改良時の義務	既存施設への努力義務	目標(目標年:H32年度末)
i. 旅客施設及び車両	公共交通移動等円滑化基準	旅客施設及び車両等※ ¹		旅客施設(利用者数3,000人/日以上):原則100%、 鉄道車両:約70%、ノンステップバス:約70%、旅客船:約50%、 航空機:約90%、福祉タクシー車両:約28,000台
ii. 道路	道路移動等円滑化基準	特定道路※ ²	全ての道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路:原則100%
iii. 路外駐車場	路外駐車場移動等円滑化基準	特定路外駐車場※ ³		約70%
iv. 都市公園	都市公園移動等円滑化基準	都市公園の一定の公園施設(特定公園施設※ ⁴)		移動等円滑化園路:約60%、駐車場:約60%、 便所:約45%
v. 建築物	建築物移動等円滑化基準等	一定の特別特定建築物※ ⁵	全ての特別特定建築物※ ⁶	不特定多数の者等が利用する建築物:約60%

※¹ 旅客施設及び車両等:旅客施設とは、鉄軌道駅・バス・旅客船・航空旅客ターミナルを示し、車両等とは、鉄軌道車両、バス、タクシー、航空機、旅客船を示す。

※² 特定道路:生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。

※³ 特定路外駐車場:一般公共の用に供される自動車の駐車のための施設で自動車の駐車のために供する部分の面積が500m²以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの。

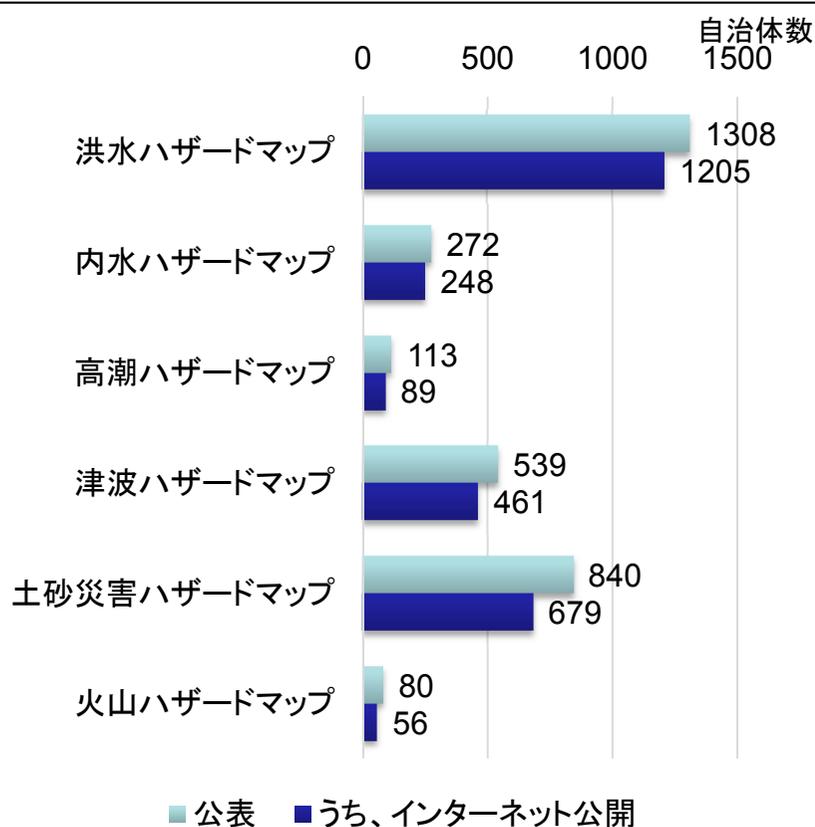
※⁴ 特定公園施設:園路・広場、休憩場、野外音楽堂、駐車場、便所、掲示板、標識等

※⁵ 特別特定建築物:不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、床面積が2,000m²以上の建築物。

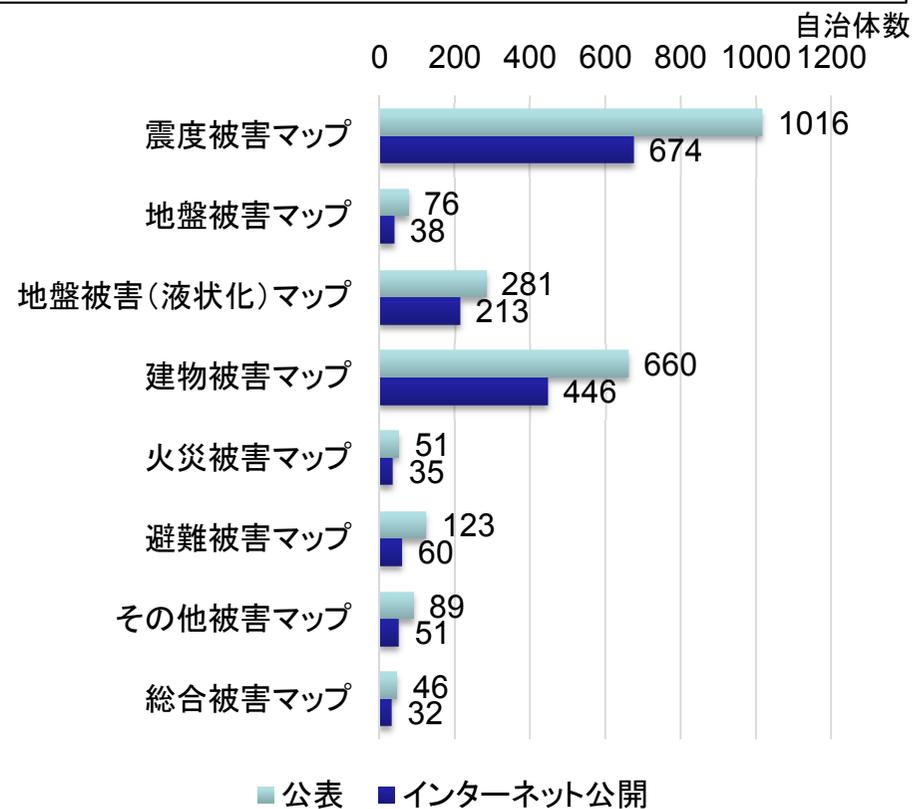
※⁶ 全ての特別特定建築物:特別特定建築物を除く特定建築物(官公署以外の事務所、保育所、共同住宅等の多数の者が利用する建築物)

＜全国の市町村におけるハザードマップの策定及び公表状況＞

○全国の市町村では災害情報に関する各種ハザードマップ等が策定されており、その多くはインターネットで公開中。
 ○国土交通省ではこれらの防災情報に関するポータルサイトを作成し、各市町村の掲載サイトへのリンク先や担当課・連絡先等を公表中。



※平成27年1月30日時点



※地震防災マップ実態調査(H24.4)で回答を得た市町村数

※出典:「国土交通省ハザードマップポータルサイト」より

(3) その他のデータ(②ハザードマップ)

＜ハザードマップ作成に必要な基礎情報＞

- 各ハザードマップ作成にあたっては、各種調査結果など様々な基礎情報を利用。
- 各種基礎情報についても、各市町村や国などが所有。

【地震ハザードマップの例】

出典：内閣府 地震防災マップ作成技術資料
<http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h17/pdf/050513siryou.pdf>より基礎情報を参照

基礎情報	目的	所有者
土地分類基本調査図	対象地域の概況把握	旧経済企画庁・地方公共団体
地形・地盤分類	地震動計算	国土地理院・防災科学技術研究所
ボーリングデータ	地震動計算の地盤データ確認	地方公共団体
建物データ(都市計画基礎調査等)	火災被害算出の基礎データ	地方公共団体
街路交通調査(都市交通調査・都市計画調査)	人的被害算出の基礎データ	地方公共団体

【洪水ハザードマップの例】

出典：国土交通省 洪水ハザードマップの手引き
http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyو_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/に所有者情報を加筆

基礎情報	目的	所有者
浸水想定区域と浸水深	被害想定 of 基礎情報	国・地方公共団体
避難所	最寄避難所の掲載	国・地方公共団体
土砂災害警戒区域	ハザードの表示	国・地方公共団体
水位観測所等の位置	自宅位置と水位観測結果確認の目安	国・地方公共団体



国土交通省

ホーム 初めての方へ よくある質問 利用規約

歩行者移動支援サービスに関するデータサイト

歩行者支援サービスとは

歩行者移動支援サービスは、様々な場面における利用者の情報ニーズに応え、移動経路や地域情報等を提供できるサービスで、スマートフォン等を通し、ダイレクトに個人へ情報提供できる仕組みです。

本サイトに掲載しているデータは、利用者の利用目的に適合しているとは限りませんが、利用者は自らの責任で自身の利用目的に適合しているかどうかをご判断ください。
本サイトに掲載するデータの利用実態を把握して、今後のデータの品質向上、データのラインナップなどの計画に役立てたいと考えております。本サイトをご利用になられた際は、[データ利用・アプリ作成に関する登録フォーム](#)よりアンケートへのご協力をお願いします。



施設に関するデータ

国土交通省で取りまとめている公共施設のバリアフリー情報や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化実績報告書」作成のために収集された公共交通施設のバリアフリー情報、バリアフリー法に基づき地方公共団体が認定された「認定特定建築物」の一覧が利用可

[詳しく見る](#)



移動に関するデータ

平成22年から25年度までに国土交通省総合政策局で実施した全国14地域と三大都市圏で作成された段差や幅員などのバリア情報を含んだ歩行経路の空間配置及び歩行経路の状況を表す歩行空間ネットワークデータが利用可能です。

[詳しく見る](#)



その他のデータ

国土交通省観光庁で収集した「無料公衆無線LANスポット」のデータや国土交通省で収集した全国の防災情報、地図情報、各省庁、関係機関から出されている「アプリケーション開発に役立つデータカタログサイト」を紹介しています。

[詳しく見る](#)

URL <https://www.hokoukukan.go.jp/top.html>

<掲載中の主なデータ>

施設のバリアフリーに関するデータ

(約7千件)

バリアフリーに関する情報(例)
・エレベータの設置基数
・障害者対応型便所の設置の有無
・視覚障害者誘導用ブロック設置の有無

■公共交通施設のバリアフリーに関するデータ

鉄道、バス、港湾、空港各旅客施設のバリアフリーに関するデータ(csv形式)。

※鉄軌道駅:3,095施設、バスターミナル:116施設、旅客船ターミナル:748施設、空港:109施設

■認定特定建築物に関するデータ

「建築物移動等円滑化誘導基準」を満たす建築物のうち、申請に基づき所管行政庁(都道府県知事等)の認定を受けた特定建築物(不特定多数が利用、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物)のデータ(csv形式)。

※2,487施設

■官庁施設のバリアフリーに関するデータ

国土交通省地方整備局及び地方運輸局等の施設、厚生労働省が管理する施設のバリアフリーに関するデータ(EXCEL形式)。 ※国土交通省20施設(地方局の本局)、厚生労働省11施設(地方厚生(支)局)

■官庁施設のバリアフリーに関するリンク集

国立国会図書館各施設及び裁判所または裁判所管内のバリアフリーに関する情報が閲覧できるwebページのリンク先を掲載。 ※国立国会図書館3施設、裁判所施設のバリアフリー情報のページ(施設一覧を掲載)

移動に関するデータ

(21件)

■歩行空間ネットワークデータ

段差や幅員、スロープなどのバリア情報を含んだ歩行経路の空間配置及び歩行経路の状況を表すデータ(csv, GML形式等)。

※3大都市圏の7地区(H22~23作成)、「モビリティサポートモデル事業(H22年度)」及び「ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業(H23~25年度)」で作成した14地区(H22~25作成)

その他のデータ

(約4.2万件)

■無料公衆無線LANスポットに関するデータ

訪日外国人旅行者向けの無料公衆無線LANスポットに関するデータ(csv形式)。

※42259スポット

■国土計画に関するデータ

2010年国勢調査人口をもとに2050年人口を1kmメッシュ単位で推計したデータや道路ネットワークデータ(高速道路を除く)を利用して市区役所・町村役場からの時間距離を計算したデータ等(EXCEL形式等)。

※25データ

その他の
データ
(リンク)

■国土数値情報 ダウンロードサービス

国土形成計画、国土利用計画などの国土計画の策定や推進の支援のために、国土に関する様々な情報を整備、数値化したデータ。国土数値情報では、福祉施設や警察署学校などの位置情報や名称、所在地のデータ項目が整備されている。

■国土交通省ハザードマップポータル

「重ねるハザードマップ」では、地図や空中写真に、浸水想定区域や道路情報、危険箇所などを重ねて閲覧することができ、区境、県境もなくシームレスにマップを表示可能。また、「わがまちハザードマップ」では、市町村と災害の種類を選んで検索し、各市町村のハザードマップを閲覧できる。

■地理院地図

国土地理院が提供する、容易にサイト構築やアプリ開発に利用可能なウェブ地図の一般的な形式(タイル形式)の地図データ。標準地図や空中写真、標高図等66種類のデータが用意されている。

■DATA GO JP

日本(国)のオープンデータのポータルサイト。

■OPEN DATA METI

経済産業省がオープンデータを実践するために設置した試験サイト(β版)。

■Link Data (City Data)

地域資源の情報をオープンデータとして共有していくためのデータベースサイト。全国自治体がオープンデータを掲載。(163自治体:11月5日時点)

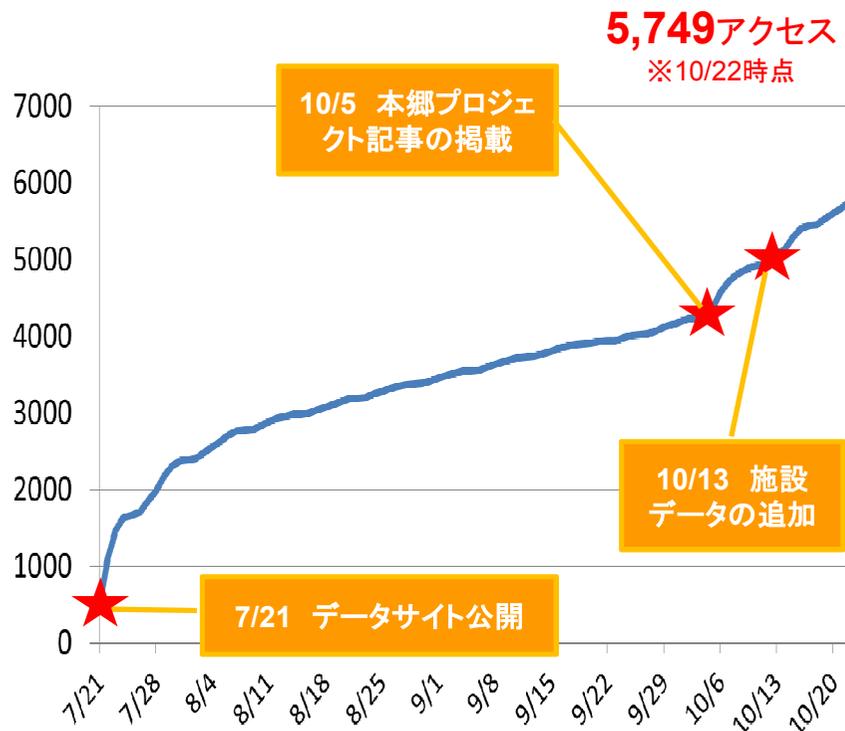
■DATA for CITIZEN

会津若松市のオープンデータ利活用基盤サイト。会津若松市に限らず、いくつかの自治体のデータも掲載。

歩行者移動支援サービスに関するデータサイト

- 平成27年7月21日、「歩行者移動支援サービスに関するデータサイト」を開設。
- 公共交通施設のバリアフリーに関する情報、認定特定建築物に関する情報、無料公衆無線LANスポットに関する情報、官庁施設のバリアフリーに関する情報、歩行空間ネットワークデータ等、地方公共団体や民間団体の協力の下、約5万件のデータを公開。また、継続的に公開するデータを追加中。
- 歩行者移動支援サービスのアプリケーション開発に役立つ「国土交通省ハザードマップポータル」や「地理院地図」などのサイトをリンク集として紹介。

情報種類別アクセス数



歩行者移動支援に関するデータサイト
アクセス数の推移 (7/21~10/22)

	データ名	アクセス数
1	歩行空間ネットワークデータ	2,371
	<内訳> データ(GML、CSV、XLS)	1,340
	描画地図(PDF)	1,031
2	施設のバリアフリーに関する情報	1,539
	<内訳> 認定特定建築物	365
	JRが管理する鉄道駅	354
	中央省庁関連施設	279
	航空旅客ターミナル施設	143
	私鉄が管理する鉄道駅	134
	バスターミナル施設	107
	地下鉄が管理する鉄道駅	104
	旅客船ターミナル施設	53
3	その他の情報	1,177
	<内訳> 無料公衆無線LANスポット	623
	アプリケーション開発に役立つリンク集	380
	その他(国土数値情報、地理院タイル等)	174

目的

- 歩行者移動支援サービスにおいて、オープンデータを活用して多様なサービスが出現する可能性を確認すること。
- イベントで提供するオープンデータの内容や項目についてデータ利用者（開発者）の立場からの意見を収集すること。

実施内容

- 本郷地区の歩行空間ネットワークデータや公共施設データ等をオープンデータとして公開し、オープンデータを用いて、アイデア出しを行う「アイデアソン※1」と、多様なアプリケーション開発を行う「ハッカソン※2」を実施。

※1 アイデアソン：ある特定のテーマについて、多様なスキルを持った人達が集まり、意見を出し合うことで、新たなアイデアやビジネスプランなどの創出を短期間で行うイベント。

※2 ハッカソン：システムエンジニアやデザイナーなどが、それぞれの技術を持ち寄り、与えられたテーマに対し、短期間に集中してアプリケーションなどを開発し、成果を出し合うイベント。

開催場所

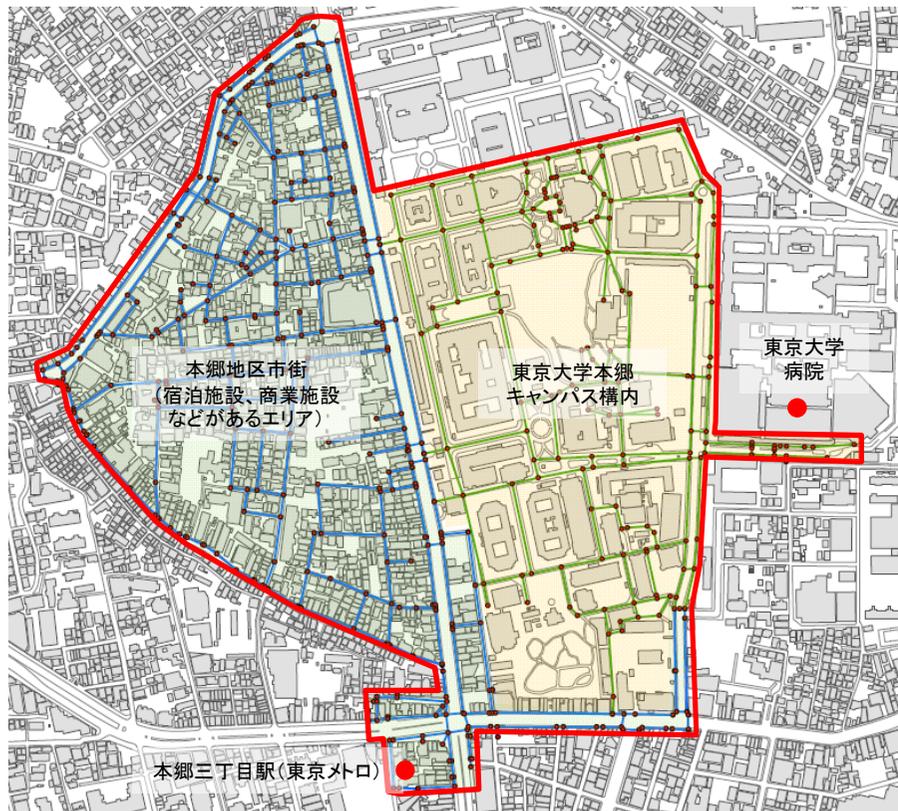
- アイデアソンとハッカソンは、高齢者や障害者、外国人など多様な人が訪れ、東京大学のキャンパスがある「文京区本郷地区」で開催。

本郷地区の特徴

- 東京大学病院など医療機関が多数あり、高齢者や障害者の来訪者が多い。
- 昔ながらの旅館が多く、外国人観光客の宿泊者が多い。
- 東京大学の留学生など外国人が多い。
- 東京大学に会議やシンポジウムなどで訪れる来訪者が多い。

東京大学に会議やセミナーのため訪れる人や外国人留学生、病院来訪者、旅行者等、多様な来街者を想定して、本郷地区周辺の歩行空間ネットワークデータや施設データを収集・整備しオープンデータとして公開。

＜提供するオープンデータ＞



種類	内容
本郷地区及び東京大学構内の歩行空間ネットワークデータ	段差や幅員、スロープなどのバリア情報を含んだ歩行経路の状況を表す「リンク(線)」及びリンクの結節点を表す「ノード(点)」で構成されるデータ
本郷地区及び東京大学構内の施設に関するデータ	「病院」「AED」「銀行」「郵便局」「観光施設」「宿泊施設」「商業施設」「鉄道駅」「タクシー乗り場」「バス停」「公共トイレ」「外国語メニューのある飲食店」の名称や所在地、緯度・経度、バリアフリー対応状況等のデータ

公開するデータの主な整備範囲

* 施設データは、赤枠範囲より広めに整備。

開発、企画されたアプリケーション

- イベント告知後の約2週間の募集期間で6チームが応募があった。
- 歩行空間ネットワークデータを用いて、個人の嗜好に応じた歩行経路を提示するアプリ、施設データを用いた観光ガイドアプリ、歩行空間ネットワークデータをデータ利用者（開発者）が使い易い形式に変換し、提供するアプリ等、様々なアプリが開発、企画された。

アプリ名	アプリの内容
あなたのためのルート検索	楽なコース、鍛えるコース、最短コース等、自分の好きな道が検索可能。各コースのバリア等の情報は、画面に円グラフとして表示。利用者からの通行可否に関する情報等の投稿が可能。
らくなびアプリ	点字ブロックがある場所、ない場所を選択して、歩行者のニーズに応じたナビゲーションを行う。施設に関する口コミの投稿も可能。
Chair naviアプリ	ストリートビューと地図を連動させ、出発地から目的地までの沿道の様子や路面の様子を確認することが画像により可能なアプリ。
Mmaps	海外旅行をする人を対象に、事前にスマートフォンにダウンロードした情報を、通信ができない旅先でも利用可能とするアプリ。
Hokoo	CSV形式で提供されている歩行空間ネットワークデータをデータ利用者（開発者）がより使い易い形式に変換し、提供するアプリ。
家族の外出盛り上げアプリ (企画、データ作成)	バリアやベンチ、日かげのある場所などを考慮し家族で楽しく散策できる経路情報の提供を行う家族向けアプリを企画。 歩行空間ネットワークデータに、ベンチの情報や家族で楽しめる写真スポット情報を追加整備。

イベントで得られた知見

- オープンデータを多くの人々が自由に利用することにより、様々なアイデアやアプリケーションが出現した。
- 提供したデータ以外のデータを独自に調査・追加し、データの充実を図る団体があった。
- オープンデータをデータ利用者(開発者)にとってより使い易い形式に変換するアプリを構築する団体があった。
- データ利用者(開発者)やサービス利用者もオープンデータを追加・更新出来る仕組みを提案する団体があった。
- データは提供されることが重要であり、提供されればデータ利用者(開発者)が開発目的に応じて、適宜データを取捨選択・加工・追加するとの意見があった。

今後の方針

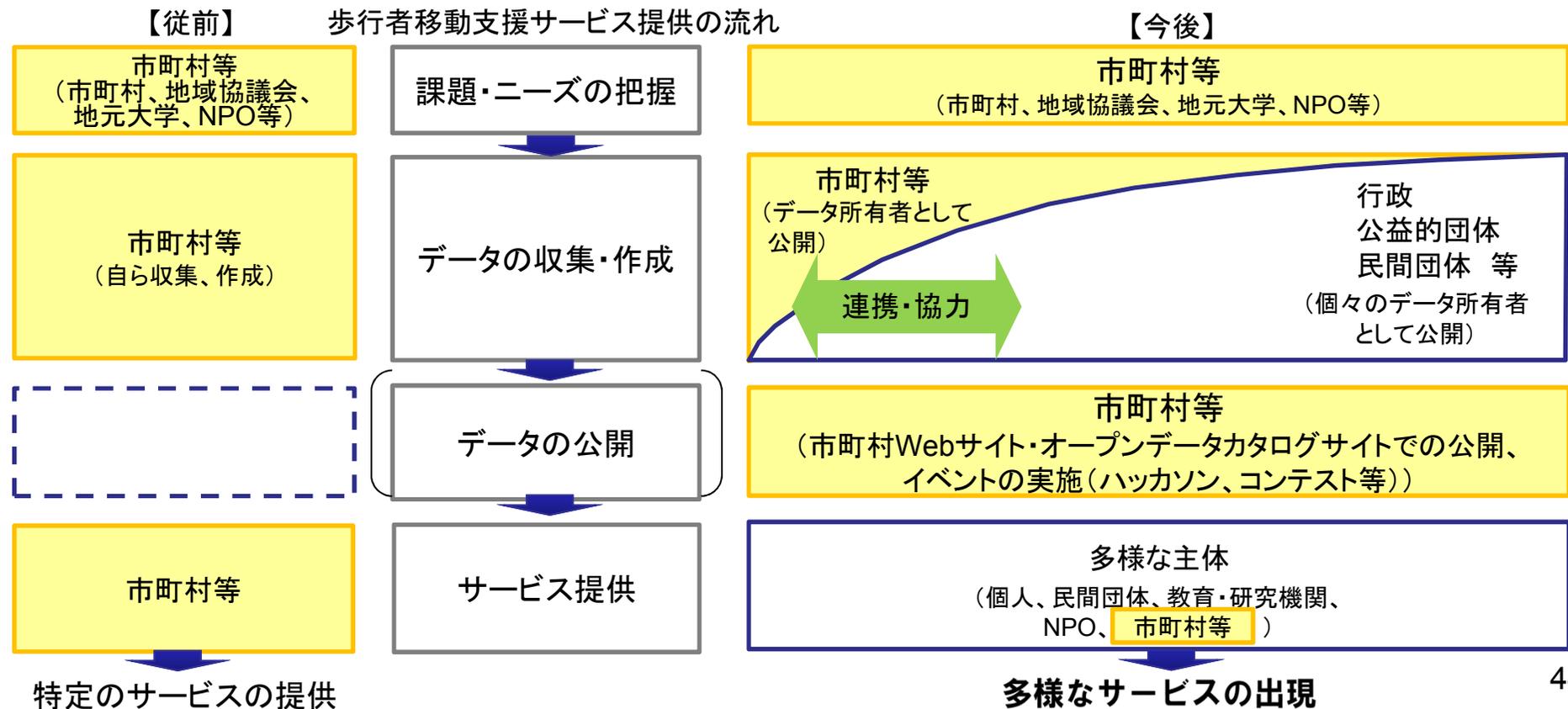
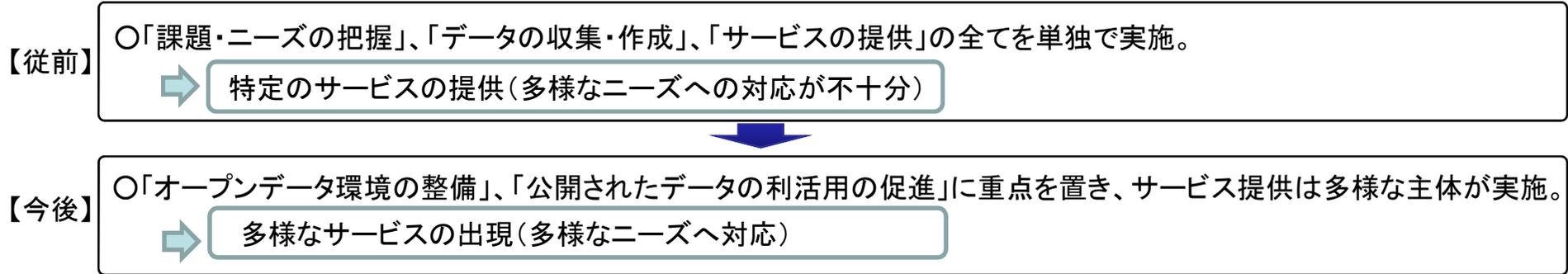
- 歩行者移動支援サービスの普及促進のため、引き続き、オープンデータ環境の整備を推進。
- アイデアソン、ハッカソンなど様々な取組みを通じてデータ利用者(開発者)やサービス利用者の意見を聞き、データ利用者やサービス利用者それぞれのニーズに合致したオープンデータ化の検討を進める。

オープンデータを活用した歩行者移動 支援の取組に関するガイドライン

URL <http://www.mlit.go.jp/common/001105111.pdf>

歩行者移動支援サービスにおける市町村の役割の変化

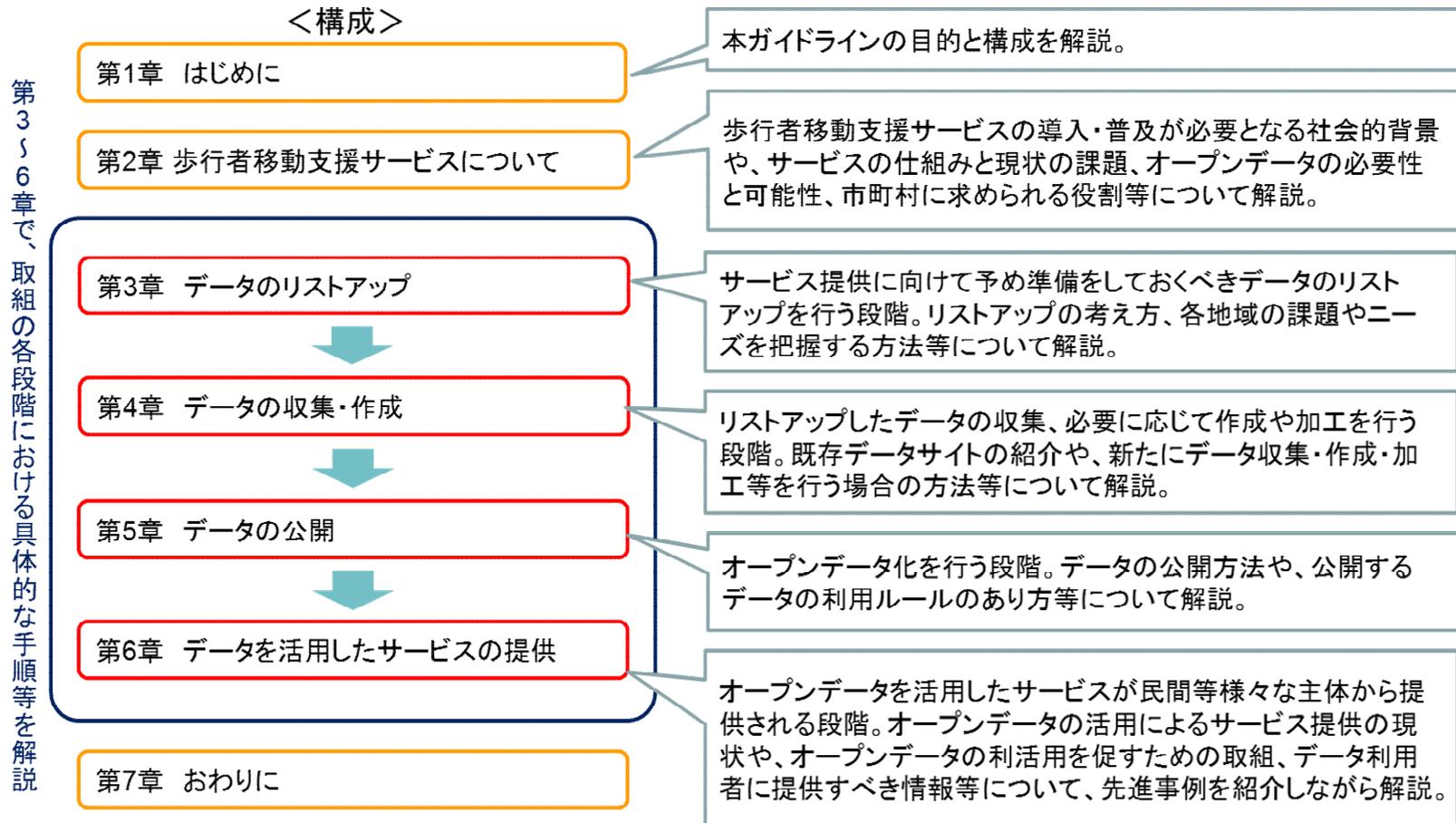
＜歩行者移動支援サービスにおける市町村の役割＞



○平成27年9月30日、「オープンデータを活用した歩行者移動支援の取組に関するガイドライン」を作成し、全国の市町村のバリアフリー部局、まちづくり部局、観光部局等に周知。

○ガイドラインでは、地方公共団体の担当者向けに歩行者移動支援サービスの取組に必要な事項を解説。
(ガイドラインで解説している主な内容)

- ・市町村に求められる役割
- ・データの収集・作成から公開までの方法
- ・先進自治体の成功事例
- ・歩行者移動支援サービスにおいてニーズの高いデータリスト
- ・データ公開時のライセンスのあり方
- ・オープンデータの利活用を促すための取組 等



先進事例

- 平成23年に庁内に情報統計課を組織し、国に先んじてオープンデータの取組を開始。
- 情報統計課が中心となって、市民や地元高専の学生、地元IT企業などと連携し、アイデアソンやハッカソンなどのイベントを通じて情報交換を行いながらオープンデータの活用方策等を検討。
- 職員向けの研修を年3回実施する等、職員のオープンデータに関する知識の向上にも努めている。
- 平成27年2月現在、公開データセット数は105（うち歩行者移動支援サービスでニーズの高いデータ37）、オープンデータを利用したアプリケーション数は122（うち歩行者移動支援サービス55）。

○オープンデータを活用したアプリケーション例

アプリ名	鯖江市・避難所ナビ
開発者	株式会社jig.jp
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在位置から近くの避難所までの徒歩ルートに近い順に表示するアプリ。 ・中国語、英語、ドイツ語等6か国語にも対応。
市の役割・利用したデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・鯖江市情報広報課が公開したデータ(避難所、一時避難所等(XML))を用いたアプリ。 ・会津若松市や千葉市、大阪市等の他地域にも展開。



東鯖江会館@@ja
 MAP [35.942644,136.189574](https://www.google.com/maps/place/35.942644,136.189574)
 DATA
<http://www3.city.sabae.fukui.jp/xml/refuge2/refuge2.xml#31>

- 平成24年9月に産学官で組織された全国組織「オープンデータ流通推進コンソーシアム」の会員となり、オープンデータの取組を開始。
- 平成25年5月に副市長をCIOとする「IT化推進本部」の下に政策局長をリーダーとする「オープンデータ推進プロジェクト」を立ち上げ。
- 平成26年3月に「横浜市オープンデータの推進に関する指針」を策定し、同年7月には「よこはまオープンデータカタログ(試行版)」を開設。
- 民間では平成24年12月に産学が連携した「横浜オープンデータソリューション発展委員会」が組織され、アプリコンテスト等オープンデータを活用したイベントを多数開催。
- 平成27年2月現在、公開データセット数は161(うち歩行者移動支援サービスでニーズの高いデータ41)、オープンデータを利用したアプリケーション数は43(うち歩行者移動支援サービス21)。

○オープンデータを活用したアプリケーション例

アプリ名	金沢区/減災クエスト
開発者	インディゴ・ラボチーム(代表者:松澤有三)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市金沢区役所が主催する「アプリコンテスト@Kanazawa」のグランプリ作品。 ・アプリ利用者の現在地をハザードマップの地図情報と重ね合わせ表示し、災害が発生した際のリスクの確認が可能。 ・近くの避難所までのルート検索も可能。
市の役割・利用したデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市金沢区役所はこのイベントを主催した他、八景島シーパラダイスなど賛同企業を募って、イベントを盛り上げている。 ・このコンテストではオープンデータの積極的な活用を推奨。 ・横浜市のデータカタログに掲載されている避難場所等のデータをはじめとして、国交省の国土数値情報や地理院の標高データを用いた作品もあった。



- 国が「電子行政オープンデータ戦略」を決定した平成24年7月に情報政策課が主導してオープンデータの公開を開始。
- 平成25年11月に副市長をCIOとする「オープンデータ推進検討チーム」を組織し庁内横断的に検討を行う体制を整えるとともに、独自のオープンデータ活用基盤「DATA for CITIZEN」等を構築。
- 地元会津大学や地域住民、NPO、地元ベンチャー企業等と連携してオープンデータの取組を進めている。
- 平成27年2月現在、公開データセット数は49（うち歩行者移動支援サービスでニーズの高いデータ11）、オープンデータを利用したアプリケーション数は14（うち歩行者移動支援サービス5）。

○オープンデータを活用したアプリケーション例

アプリ名	バス停に行こう
開発者	CODE for AIZU(徳納弘和)
内容	・会津若松市内を走行する会津高速バス、会津若松市内路線バスのバス停データを用いて、現在地から目的地への最も近いバス停と、どのバスを使ったら良いかを検索するアプリ。
市の役割・利用したデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・会津バスのデータは、会津若松市が収集して公開。 ・会津若松市のオープンデータに大きく関与する会津大学のプロジェクトOpen App Labの取組において作成。 ・国交省・国土数値情報(バスルート、バス停留所データ)、会津若松市「公共施設マップ」、民間団体である会津バスからのデータを利用。



本日のまとめ

みんなでオープンデータを始めよう！

オープンデータによる歩行者移動支援サービス普及促進に向けた提言(H27.4)(抜粋)

6. むすび

急激な人口減少、少子化、異次元の高齢化が進展する中、豊かで活力ある社会を築き、維持し、発展させていくためには、これまでの行政の進め方や行政と地域住民との関わりを変えていかなければならない。

全てのことを単独で行うことが難しくなる時代～行政だけではできない、個人だけでもできないことが増えていく時代～を迎える中、様々な課題に対して社会全体で向き合い、協力し合い、支え合いながらそれぞれの課題を解決していくことが強く求められている。

オープンデータという考え方は、まさに社会全体で支え合いながら課題を解決していこうという考え方であり、行政の進め方に対する大きなパラダイムチェンジである。

全ての課題を行政のみで解決しようとするのではなく、多くの人々がチャレンジできるチャンスを用意し、多くのチャレンジの中から解決策を見出していくことが今後の行政の進め方として重要になっていくであろう。

歩行者移動支援施策についても、誰もが自由に自律的に移動できる豊かで活力のある社会の実現に向け、これまでに蓄積された知見を生かしつつ、本提言を契機に新たにオープンデータの考え方も取り入れ、多くの人々の参加の下、社会全体で支え合いながら進めていくことが期待される。

ご静聴ありがとうございました。

総合交通体系に関する
取り組みについては

総合交通体系

検索



総合交通メールマガジン
を発行しています

購読申し込みはコチラまで ↓

soukou@mlit.go.jp

バックナンバーはコチラから →

